

平成26年度 第5期第3回 御菌地区地域審議会概要

- 1 開催日時 平成27年2月19日（木）午後7時00分～午後8時20分
- 2 開催場所 御菌総合支所2階 2-4会議室
- 3 議事内容
 - ・市長からの諮問「新市建設計画の変更」についての説明
 - ・報告事項①合併調整に伴う「下水道受益者負担金のあり方」について
 - ②二見、小俣、御菌中学校の学校給食における伊勢市中学校給食共同調理場への移行」について
 - ・市長諮問についての答申内容の協議
- 4 出席委員 一蝶哲司委員、奥田 孝委員、戸上米子委員、中居重春委員、中北好美委員、中村 正委員、伴野晋司委員、平野あけみ委員、宮本隆生委員、山本健司委員、安井 清委員
- 5 欠席委員 浦崎 恵子委員、中西 源委員
- 6 出席職員 情報戦略局長、企画調整課長、財政課長、総合支所長、地域振興課担当職員
- 7 議事概要

○事項書1 あいさつ

本日の出席委員は、現在13人中、11名であり委員の過半数の出席がありますので、本会議が成立していることを報告。

○事項書2 市長からの諮問事項「新市建設計画の変更」についての説明（企画調整課）

新市建設計画の変更については、地域審議会に諮問し答申をいただくことになっておりますので、そのように手続きをとらせていただきます。

新市建設計画は、合併後の新市のまちづくりの基本方針、施策、財政計画を平成17年11月1日に作成定めたものです。

変更の理由として、新伊勢市の建設事業 新市の一体性を速やかに確立するための事業、あるいは均衡ある発展に帰するための事業については、合併特例債を活用することができる。今まで生活基盤整備、道路整備等の事業実施を行い、財政運営の負担を軽減してきた。東日本大震災による被害を受けた合併市町村に対する特例についての法律が、平成24年6月に改正され、合併特例債を使える期間が5年間延長されたことから、新市建設計画の期間も延長してこの適用を受けるようにするためである。

計画的に事業を進めてきたところですが、新市民病院の建設事業、学校統合建設事業など合併特例債を活用して受けられるようにしたいというのが、変更の主旨になります。

経過及び予定について、平成26年12月から三重県と事前協議を開始して、平成27年2月2日完了している。地域審議会へ変更案の諮問は、本日。3月に答申をいただき、そのあと三重県との正式協議を経て、議会の議決が必要ですので6月市議会へ変更案を提案する流れで進めていく予定です。

○質疑・意見

・10年間で15年へ期間変更することですか。市民病院、消防署、学校などの箱物建設に使われているように思うが、我々が要望してきた防災、福祉に関する事業にも配分されているのか。御蔭村のときは、細部まで行き届いていた事業ができていたが合併後には無視されているように思われる。

⇒ 防災について、自治会コミュニティ放送の整備事業は、3年間の事業で進めています。福祉について、借金で行うものではないので税金等を財源として事業は実施しています。

事項書3

○報告事項①合併調整に伴う「下水道受益者負担金のあり方」について (総合支所長)

下水道受益者負担金は、「合併後原則10年間は、現行のとおりとする。」ただし、小俣町、御蔭村地域を除く未認可区域の受益者負担金は、現行の算出根拠を基本として、新市において検討する。と合併協議の中でうたわれている。

ありかたについては、合併10年以後の受益者負担金は、定められていない。住民負担の公平化・適正化を図るため、統一的な賦課が求められるところである。

しかし、既に事業計画区域となった区域を統一することは調整時期の違いにより負担金額が異なってしまうのが現状である。合併10年までに事業着手されて区域の「第4期事業計画区域」の負担金額は、合併10年以後も従来どおりとする。また、合併10年以後に新たな事業計画区域となる区域の「第5期事業計画区域」は、新市の受益者負担金として統一する。負担金額については、新たな事業計画を定めるときに決定する。下水道審議会で審議され決定されましたので報告します。

御蔭区域は、全域が第4期事業計画区域に含まれる。237haの内、計画済み区域は227ha。進捗率は96%。普及率は98%の現況となっている。横浜ゴムの工場地域は、流域下水道区域に含まないとされているので、計画区域内での工事は完了済みとなる。御蔭区域の受益者負担金は、合併時決定された1戸当たり8万円に変更なし。その他の農地地域へ新たに開発延長される場合は、平成33年以降の第5期区域となるので、そのときに負担金額は決定される。

○報告事項②二見、小俣、御蔭中学校の学校給食における伊勢市中学校給食共同調理場への移行」について (総合支所長)

伊勢市の学校給食は、24小学校と3中学校が単独自校調理方式。9中学校が、共同調理方式で実施している。二見、小俣、御蔭中学校は、現在、単独自校調理方式ですが平成27年9月から共同調理場への移行を計画している。

3中学校の現状は、合併前から単独自校調理方式による給食を実施しており、機器の耐用年数の経過等により施設の大規模改修が必要となる可能性が高い。合併前の市町村合併教育問題検討プロジェクト会議の中で給食設備が使用可能な期間は、単独自校調理方式を継続し大規模改修が必要となったときは共同調理場へ参入する。と合意がされていることを踏まえて、その時期を迎えたと考えましたので移行を決定された。

○質疑・意見

- ・伊勢市の小学校の給食施設の大規模改修が必要になったときは、共同調理場方式への移行はどうか考えているのか。

⇒伊勢市の他の中学校は、平成20年から共同調理場方式で学校給食を実施しており、今回移行される。小学校については、現在は、すべて単独調理方式で行われ、学校数が多いため共同調理方式での学校給食は不可能と思われる。

- ・この移行によって、給食代金の値上げはないのか。

⇒現行どおり、変更なし。

- ・配送業務について、事故・支障・問題等は出ていないのか。

⇒共同調理場は、業者契約をして給食を実施しているが、特に大きな問題は出ていない。

○事項書4 市長諮問についての答申内容の協議

- ・新市建設計画にかかる市町村長間申し合わせ事項について、10年間の普通建設事業費財政計画の事業実施について、地域ごとの財政フレーム割合の見直しは、5年間延長されることによって引き継がれるのかどうか。合併時の申し合わせを確保されたい。

- ・答申の内容については、基本的には了承するというので、今までの皆さんの意見を集約して、副会長とまとめて調整した結果を皆さんに開示することによろしいか。

⇒委員、承認。

